

# 令和6年度 第3回 別枠市営住宅等入居者募集

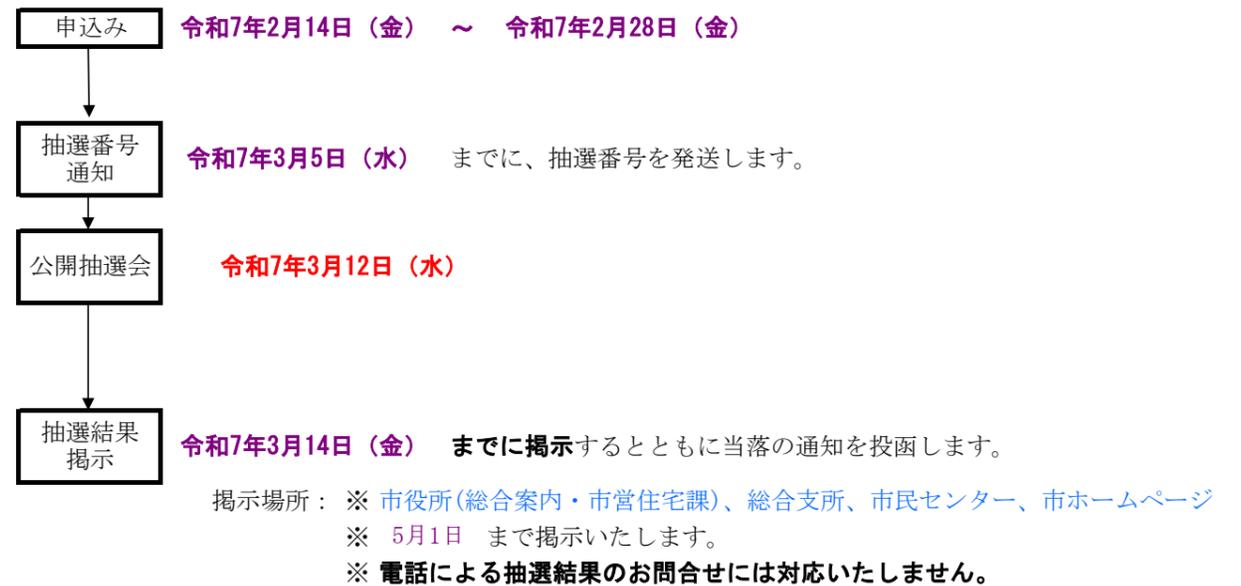
(高齢者世帯枠／障害者世帯枠／子育て世帯枠／母子・父子世帯枠  
／犯罪被害者等支援の必要な世帯等枠)

## ● 別枠 市営住宅 入居者募集要項 ●

- 1. 申込受付期間** 令和7年2月14日(金) ～ 令和7年2月28日(金)  
 ※窓口提出… 申込受付期間の平日8:30～17:15のみ受付  
 ※郵送提出… 令和7年2月28日(金)の消印有効  
窓口での混雑が予想されるため、郵送提出又は電子申請での  
手続きを推奨します。
- 2. 申込書提出先** 〒 830-8520 久留米市城南町15番地3  
 久留米市都市建設部市営住宅課 (本庁舎13階)
- 3. 応募方法** 以下の2つの方法のいずれかで申込みをしてください。  
 ① 入居申込案内に綴じている【市営住宅等入居申込書】に  
必要事項を記入のうえ、市営住宅課又は各総合支所環境建設課へ  
提出してください。  
 (各市民センターでの受付はしていません。)  
 ② 久留米市のホームページから電子申請(インターネット利用)で申  
 込みをしてください。  
 ※入力は 令和7年2月14日(金) 8時30分 ～  
令和7年2月28日(金) 17時15分 のみできます。
- 4. 注意事項** ※ 裏面の募集住宅一覧から希望住宅番号を1つ記入して下さい。  
 (複数申込まれた場合は、いずれも無効といたします。)  
 ※ **【市営住宅入居者募集】との重複申込みは可能**です。  
 ただし、抽選を【別枠 市営住宅等入居者募集】【市営住宅入居者  
 募集】の順に行い、【別枠 市営住宅等入居者募集】に当選された  
場合は、それ以外の申込みは無効といたします。  
 ※ 申込期間中の入居申込書の変更は自筆修正のみ受け付けます。  
 (申込受付期間終了後の希望住宅の変更はできません。)  
 ※ 当選後に入居を辞退された方、または辞退の取扱いとなった方  
は、次回、次々回の定期募集の申込みはできません。  
 ※ 2月21日(金) 受付分までの中間倍率を 2月25日(火) 13:00から  
公表します。  
 掲示場所：本庁舎13階市営住宅課、市ホームページ

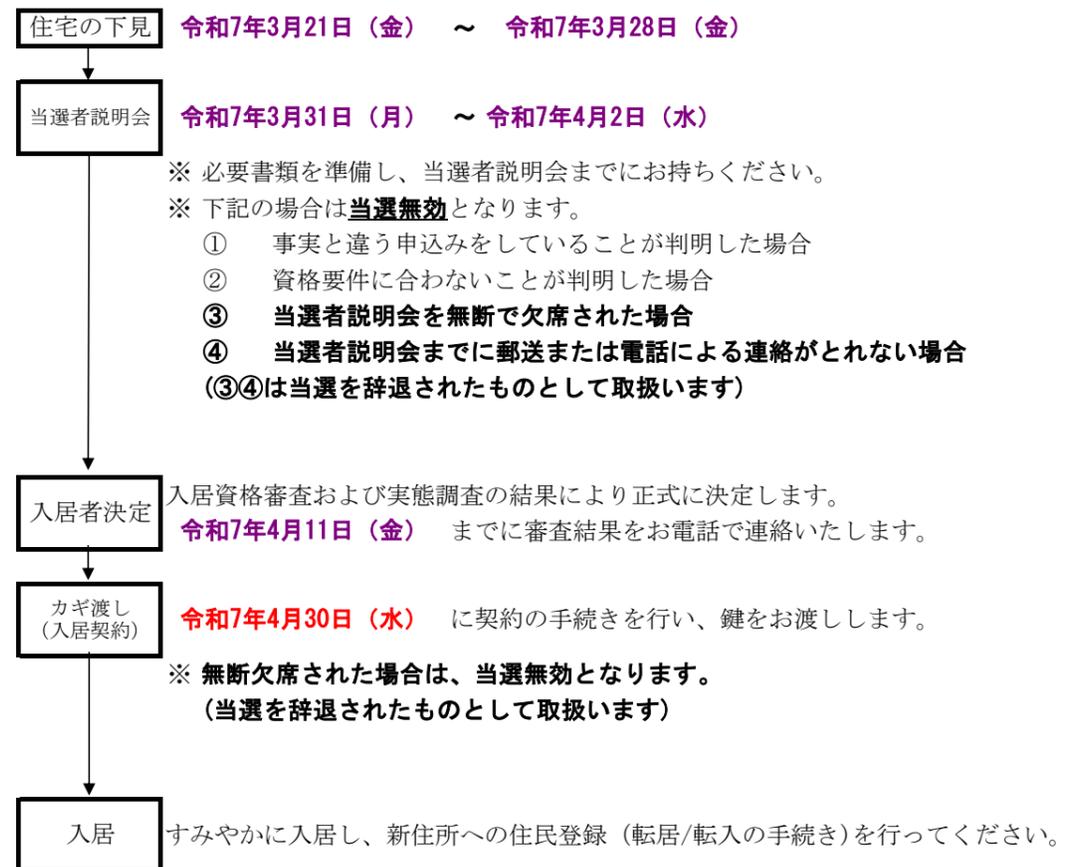
久留米市 都市建設部 市営住宅課  
 〒830-8520 久留米市城南町15番地3  
 電話0942-30-9086/FAX0942-30-9743

## ◆ 申込みから当選/落選の結果まで ◆



## ◆ 当選から入居まで ◆

当選者には抽選会後、下見・当選者説明会に関する書類をお送りします。



## ★補欠当選の方★

令和7年5月1日(木) までに各募集住宅において失格者または辞退者がいた場合のみ、繰上当選とします。繰上当選となった場合には、別途通知をお送りいたします。

## ○● 別枠市営住宅等 募集住宅一覧 ○●

【同居親族とは】

- ・配偶者(住民票の続柄が「未届の夫」または「未届の妻」の方及び福岡県パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を受けている方も含む)
- ・婚約者(ただし入居許可日には入籍の状態にあること)
- ・6親等以内の血族または3親等以内の姻族

※戸籍上離婚していない夫婦の一方とその子等の世帯(別居状態)は原則認めません。  
ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に該当する世帯は除きます。

【注意事項】

- ※1 間取りの「洋」は、住宅によって広さが異なります。
- ※2 家賃は、入居者の世帯収入等にもとづいて毎年度算定します。  
家賃の他に、階段灯の電気代等の共益費や自治会費等が必要です。  
備考1欄に「浄化槽」と記載している住宅は、清掃費(汚泥処理費用等)の負担があります。
- ※3 駐車場は原則、住宅1戸につき1区画契約可能です。契約には**別途条件**があります。

### 高齢者世帯枠

- 別紙の【共通 申込み資格】も該当する必要があります。
  - 上記の同居親族と同居予定で、満60歳以上の方と下記の条件の方のみで構成される世帯の方
    - ・配偶者(住民票の続柄が「未届の夫」若しくは「未届の妻」の方または福岡県パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を受けている方も含む)
    - ・婚約者(ただし入居許可日には入籍の状態にあること)
    - ・満60歳以上の方、または18歳未満の子ども
    - ・身体障害者手帳1～4級を所持している身体障害者
    - ・精神障害者保健福祉手帳を所持している障害度合い2級以上の精神障害者
    - ・療育手帳を所持している障害程度が最重度～中度程度の知的障害者
- 【注意】:高齢者世帯向けに特別に整備した住宅ではありません。(間取りや設備は世帯向け募集の市営住宅と同じです)

住宅番号	住宅名 棟・号	階	建設年度	構造	エレベーター	間取り ※1	面積 (㎡)	家賃(円) ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地	備考1	備考2
								最低額	最高額					小学校区		
あ	長門石団地12棟13号	2階	S53	5階建	×	4.5/6/6/DK 3DK	56.8	18,000	35,300	公営	風呂釜	○	×	長門石4丁目5番 長門石小		
い	部京住宅2棟101号	1階	H25	5階建	○	6/洋/DK 2DK	52.7	22,100	43,400	公営	給湯器	○	○ 3,000	国分町287番地1 東国分小		

### 障害者世帯枠

- 別紙の【共通 申込み資格】も該当する必要があります。
- 左記の同居親族と同居予定で、次のいずれかに該当する方がいる世帯の方
  - ・身体障害者手帳1～4級を所持している身体障害者
  - ・精神障害者保健福祉手帳を所持している障害度合い2級以上の精神障害者
  - ・療育手帳を所持している障害程度が最重度～中度程度の知的障害者

住宅番号	住宅名 棟・号	階	建設年度	構造	エレベーター	間取り ※1	面積 (㎡)	家賃(円) ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地	備考1	備考2
								最低額	最高額					小学校区		
か	東合川団地2棟102号	1階	S56	5階建	×	6/6/6/DK 3DK	64.1	21,200	41,600	公営	風呂釜	○	×	東合川新町5番 合川小		
き	暁住宅1棟404号	4階	H8	8階建	○	6/洋/DK 2DK	52.5	20,500	27,000	改良	給湯器	○	○ 3,000	南1丁目7番 南小		

### 子育て世帯枠

- 別紙の【共通 申込み資格】も該当する必要があります。
  - 前頁の同居親族と同居予定で、18歳未満の子ども(胎児含まない)を2人以上含む世帯の方
- 【注意】：子育て世帯向けに特別に整備した住宅ではありません。(間取りや設備は世帯向け募集の市営住宅と同じです)

住宅番号	住宅名 棟・号	階	建設年度	構造	エレベーター	間取り ※1	面積 (㎡)	家賃(円) ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地	備考1	備考2
								最低額	最高額					小学校区		
さ	北牟田山団地9棟102号	1階	S63	5階建	×	4.5/6/6/DK 3DK	63.5	22,800	44,900	公営	風呂釜	○	×	南2丁目14番 南小		
し	大善寺団地7棟205号	2階	H26	8階建	○	洋/洋/LDK 2LDK	60.8	25,600	50,300	公営	給湯器	○	○ 3,000	大善寺南2丁目10番 大善寺小		
す	暁住宅4棟306号	3階	H15	5階建	○	6/洋/LDK 2LDK	59.4	23,900	31,500	改良	給湯器	○	○ 3,000	南1丁目7番 南小		

### 母子・父子世帯枠

- 別紙の【共通 申込み資格】も該当する必要があります。
  - 配偶者のいない方で、その方が現に扶養している20歳未満の子どものみで構成される世帯の方
- ※配偶者とは、婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にあると認められる方を含みます。
- 【注意】：母子・父子世帯向けに特別に整備した住宅ではありません。(間取りや設備は世帯向け募集の市営住宅と同じです)

住宅番号	住宅名 棟・号	階	建設年度	構造	エレベーター	間取り ※1	面積 (㎡)	家賃(円) ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地	備考1	備考2
								最低額	最高額					小学校区		
た	北牟田山団地5棟201号	2階	S61	5階建	×	6/6/DK 2DK	52.8	18,500	36,300	公営	風呂釜	×	×	南2丁目14番 南小		
ち	北田団地2棟201号	2階	S58	4階建	×	4.5/6/6/DK 3DK	63.5	21,200	28,100	改良	風呂釜	○	○ 3,500	上津町1136番地3 南小		
つ	出島団地4棟203号	2階	H5	5階建	×	4.5/6/6/DK 3DK	57.9	22,300	43,800	公営	給湯器	○	○ 3,000	大石町353番地1 京町小		

### 犯罪被害者等支援の必要な世帯等枠

- 別紙の【共通 申込み資格】も該当する必要があります。
  - 以下の①～③いずれかを満たす方
    - ①市が指定する機関が実施する一時保護
    - ②市が指定する機関が実施する一時保護又は市が指定する機関による保護が終了してから5年を経過していない
    - ③市長が必要と認める場合
- 【注意】：犯罪被害者等支援の必要な世帯向けに特別に整備した住宅ではありません。(間取りや設備は世帯向け募集の市営住宅と同じです)
- 【注意】：犯罪被害者等支援を目的とした募集であるため、部屋の特定ができないよう配慮をしています。
- 【注意】：電話・ホームページからのメール等でのこの犯罪被害者等支援の必要な世帯等枠に関してのお問い合わせは、お問い合わせを行う方が上記の要件を満たしていることと、本人であることの確認ができないことから、回答いたしません。
- 【注意】：この枠に関する詳しいお問い合わせは、免許証等の本人確認ができる公的証明書と上記の要件である①又は②であることを示す一時保護等の証明書を持参のうえ、窓口にご来庁ください。

住宅番号	住宅名 棟・号	階	建設年度	構造	エレベーター	間取り ※1	面積 (㎡)	家賃(円) ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地	備考1	備考2
								最低額	最高額					小学校区		

【非公開】 件数および住宅名等については、要件を満たしていることと本人であることが確認できた場合に開示します。